

安曇野市教育委員会 5 月定例会会議録

日 時；平成 24 年 5 月 25 日(金) 午後 1 時 30 分

場 所；貞享義民記念館（三郷明盛中萱） 会議室

出席者

教育委員：委員長 古幡開太郎、職務代理者 野本教子、委員 内田洋子、委員 望月正勝、
教育長 丸山武人

事務局：教育次長 小松孝雄、学校教育課長 下里利行、学校給食課長 高橋正光、社会教育
課長 赤羽孝明、文化課長 三澤良彦、

書記：学校教育課総務係長 白澤勇一、教育総務係 横山幸子

◎開 会

教育次長 定刻より若干早目ではございますが、皆さんお集まりいただきました。

それでは、これより安曇野市の 5 月の定例教育委員会を開催いたします。

では、委員長のあいさつ、そして引き続き協議に移っていただきたいと思います。

◎教育委員長あいさつ

◎協議議案

委員長 それでは、本日、議案が議案第 6 号までございます。それから、報告事項ということで進めさせていただきます。

◎協議議案第 1 号 安曇野市立幼稚園管理規則の一部改正について

議案説明 学校教育課長

議案要旨 外国人登録法の廃止に関する経緯や説明と、それに伴う安曇野市立幼稚園管理
規制の廃止について説明。

委員長 ありがとうございます。

安曇野市立幼稚園管理規則、このうち入園資格であります、その中の「外国人登録法による外国人登録原票に登録されていなければならない。」という文言を削除すると。住民基

本台帳に記録されて一本化をされたということと、外国人を排斥するというのではなくて、外国人登録法が廃止になり、住民基本台帳に統一されたそこからの簡素化ということだと思いますが、これにつきましてご質問等ございましたらお願いします。

よろしゅうございますか。

(「はい」の声あり)

委員長 それでは、幼稚園管理規則の一部、特に外国人登録法による外国人登録原票に登録、これを削ることにつきましては、この案で承認されましたので、これでお進めいただきたいと思えます。

それともう一つ、この実施日、7月9日というのは何か意味がありますか。

学校教育課長 入管法の改正に伴い、7月でございます。

委員長 普通は1日に実施されると。1日は日曜日ですから、2日で、次の週の9日というのは。

学校教育課長 法務省の入国管理法、入管法の改正法の施行日が7月9日というもので、これは上位法がそうなっておりますのでそれに伴ってということですよ。

委員長 分かりました。ありがとうございます。では、お願いをいたします。

◎協議議案第2号 安曇野市立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の一部改正について

議案説明 学校教育課長

議案要旨 私立幼稚園就園奨励費補助金の交付方法や交付対象者の説明及び、保育料変更などの要綱改正について説明。

委員長 ありがとうございます。

安曇野市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の一部改正についてご提案をいただきました。これは私立の幼稚園で、保育園ではないですね。

学校教育課長 保育園ではないです。

委員長 幼稚園ですね。

学校教育課長 幼稚園です。

委員長 幼稚園の運営というのは非常に厳しい中でやっているということで、削減された分を家庭ではなくて幼稚園に補助すると。その補助対象経費が限度額に変更され、なおかつ、別表下、減免した保育料の金額が変更になるという提案であります。減額の保育料の額が、

上がるんですか、下がるんですか。

学校教育課長 いわゆる減額した分が上がるということです。

委員長 上がるのですね。

学校教育課長 そうです。

委員長 今のご提案についてご質問ございましたらお願いします。

安曇野市の場合ですと、シオン幼稚園は今、園児数は何人でしたか。

学校教育課長 本年4月1日現在の園児数は4名です。若干減っております。

委員長 幼稚園、私立1件で4名というのは寂しいですが、松本へ行っている。松本には私立の幼稚園は結構ありますので、その中で一番多い松本神映は何名。

学校教育課長 松本神映幼稚園の定数が80名ぐらいだと思います。安曇野市からかなり行っているということです。

委員長 わかりました。

ご質問よろしいですか。

(発言する者なし)

委員長 それでは、ご質問ございませんので、私立幼稚園就園奨励費補助金の変更につきましては、ご提案の通りお進みいただくということでご承認いただきました。では、これで進めさせていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

野本委員 1つお尋ねいたします。これは結局、幼稚園に対する補助ということですよ。

学校教育課長 私立幼稚園の運営に対する補助金というのは別にございます。安曇野市も昨年まで私立幼稚園に対する補助金、これは運営補助金という形で出しておりました。それと別の、幼稚園に対する補助ではなくて、園児に対する補助ということになります。先ほど申しましたように、市民税の減額者など、通常の規定の保育料に対して減免されているわけですね。例えば3万円の保育料でありますと、8,000円が減免されていて2万2,000円だと、その8,000円分を補てんするという考え方ですね。

野本委員 結局、減免しているから、その分を補てんして、園の経済にあまりマイナスにならないように補助しているという意味ですね。

学校教育課長 そういう考え方です。

野本委員 そうですね。分かりました。保育園は管轄が違うと思うのですが、例えば私立の保育園もありますよね。そのようなところに対して、管轄する課は違いますが、考慮されているわけですか。

学校教育課長 保育園の、これは厚労省の関係ですが、そういった奨励費補助制度もあると思います。

野本委員 ああ、そうですか。ありがとうございました。

委員長 保育園の場合ですと、収入によって園料が変化していますので、そこら辺のところで大いぶ趣旨が違ってくるのですかね。

学校教育課長 保育園の規定は、保護者の年間所得に応じて保育料を算出するという、それが基準ですね。

野本委員 そうですね。公立ならそれでいいのですが、私立だったら、そういうお子さんばかり預かると、運営は大変ですよ。親の所得によってね。国や市では、その辺の園に対する同じような考え方というものはあるわけでしょうね。そうしないと、公立はいいのだけでも、私立だったら、収入が減っちゃうわけじゃないですか、生活保護世帯や住民税非課税世帯のお子さんだったら。そういうお子さんばかり集まると、経営は大変になりますよね。それに対しては。

学校教育課長 保育園のとらえ方は、公立と私立とはやはりその辺の開きはあると思いますので、その分をある程度近づける、平準化するような施策で国もとらえております。

野本委員 そうでしょうね。その辺が疑問になったものですから。ありがとうございました。

委員長 では、これでお進みいただきたいということで、よろしく申し上げます。

◎協議議案第3号 安曇野市社会教育委員の会提言書（回答案）について

議案説明 社会教育課長

議案要旨 安曇野市社会教育委員の会からの提言書の内容と、それに対する4点の回答および、指摘を受けた内容について説明。

委員長 ありがとうございました。

読ませていただいて、私も実は公民館と社会福祉協議会の両方の役割の中で、自分の地区で苦勞したこともございまして、そのようなところから、特に連携強化に結びつかずとあるんですが、ストレートにこう言ってしまって、どういうところがどうだったかというのがあった方が今後の対応策を考えるのにより良いか、ということで、つけ加えさせていただいた事由があります。

それから当然ながら、社会福祉協議会、それから公民館、公民館の中でも育成会や色んな

ところでやっている事業が実は重複していて、同じ子供を対象としたものがたくさんあったり、高齢者を対象としたものがたくさんあったり、担当者も調整するのに苦労するようなこともしばしば見受けられましたので、こういったものは当然ながらいいだろうということでございますが、お互いの活動に相乗効果の出るような形で組織を立ち上げていきたいという提案がされれば、双方とも理解の上で展開できるかという思いで追加させていただいたところでもあります。

この辺のところは今、2つの回答書ということになってしまうわけですが、ご意見をお伺いできたらと思います。よろしく願いいたします。

特に丸山先生、教育長という立場でレターを出させていただくような形になりますが、もしご意見がございましたらお願いします。

教育長 読ませていただいて、分館と地区館の関係ですが、今、特に分館から地区館へ指示を出したりというような仕組みではないわけですね。分館の事業と地区館の事業それぞれが進めているというようなことですね。

社会教育課長 地区公民館につきましては独自の組織でございますので、分館の館長がそこまで中に入って色々言うというような権限はございません。

教育長 そういう仕組みにはなっていないですね。

社会教育課長 なっていないです。

教育長 そうしますと、そのことがよくわかるように、連携強化に結びつかないという理由がより分かりやすく具体的に述べられているので、なぜ結びつかなかったということの中身が分かるので、赤く修正されたこの方が分かりやすいととらえますが、いかがでしょう。

委員長 特にご意見ございましたら、また。ここで、こっちの文はこうだ、こういうところで右にする、左にするということではなくて、一応こういう意見を出させていただいて、今、丸山先生からもご意見がございました。これについては、この2つを調整いただいて、それで事務局でまとめていただいておりますということで、社会教育課長と事務局、あるいは私の案もさばいていただいて、これを加味したような形で最終案を作っていただくようにお任せするというので、趣旨には大きな変化はないと思いますので、そのような形で対応しようと思いますが、いかがですか。よろしゅうございますか。

望月委員、いかがでございましょう。

望月委員 このことは今、地区レベルでも、どういうふうやっていくか、色々ありますよね。私どものところでは、どっちかという社協は実務的なことが余りないので、社協がコーデ

イネーターのような形になって、公民館や育成会やPTAを全部連携したような形でやっていただきました。色々な形態があると思いますので、ここにあるように、今まで連携強化に結びつかない部分もかなり見られたということで、それを整理されていく機会にするための文章でしたら、非常にいいと思います。ただ、あまり断定的ではなくて、委員長さんは非常に柔らかい文章にされてあるので、そちらでやられたらどうかと思います。

委員長 ありがとうございます。

野本さん、いかがですか。

野本委員 こういうふうに書いていただいて、いいと思います。ただ、私がよくとらえていない部分がありまして、私は、社協というのは高齢者を対象に活動しているような考え方だったのですが。

社会教育課長 福祉ということで。

野本委員 ええ、福祉のね。

望月委員 趣意書などを読むと、両方とも間口をどんどん広げてしまうので、全て入っているのですよね。なので両方のすみ分けがはっきりしなくて、中には競争でやるところや包括してやってしまうところがあったり、両方のやり方を区段階で工夫してやっていると思いますが、それを今度の連絡調整会議の中で徐々に協調できて、しかも効果が上がるように進められれば、これも非常によいのではないかと私は思います。

野本委員 もう一つ、中央公民館というのは、今、建物が無い状態ですが、私の考え方としては、中央公民館で公民館事業をやっていくために、かなり専門性のある方、素人ではなく、市の職員も様々な研修に出て勉強してきて、公民館の運営はどうしていけばいいかという、中央公民館長あるいは地区公民館長にアドバイスができるような特化した職員を配置していただいて、色んな事業をやっていく時に、時代の流れも汲みつつ、一体何が必要、必要というような……

教育次長 その件につきましては、次に意見書がございまして、そこに触れている部分。そちらでお願いします。

現在、理念が違っていても、似たような事業が続けて翌日行われたりしますが、参加される方からすると、その理念などはあまり関係なく見ておられるので、同じようなことが続いてしまうということがある。これは何とかならないかというようなことがありましたので、理念をしっかりと、一緒にできるものは一緒にすればいいし、分けるものは分けると。そうしないと、2、3日続けて同じことがあるというのは、集められる方も大変という……

野本委員 ではそのための調整ということですね。

教育次長 そういうことです。

野本委員 はい、分かりました。大変失礼しました。

委員長 ちなみに、社会福祉協議会というのは、よって立つ法律は何かありますか。例えば、安曇野市に83、区がありますよね。区というのは法律で規定されていなくて、区が存在して、行政の一番下の、下請と言うとおかしいですが、調整をされていますが、公民館は、社会教育法第20条の公民館法で何をやれということが規定をされていますので、法律にのっとった組織ですよ。なので、これをやれ、あれをやれと、一番最後のレクリエーションから講座まで入っていますが、社会福祉協議会というのは一体何を根拠としてなっているのか、それによっても多少変わってくると思います。ですので、どちらかという、連綿と前から引き継いで今年もやる、公民館も前から引き継いでやる。公民館でやるのは、法律で決められているものをやるところが多少ありますが、やはりかなり調整しないと難しいという印象です。

教育次長 数というのが出ましたが、区の数と公民館の数も違いますよね。

委員長 違いますよね。99、公民館があるはずですよ。

社会教育課長 そうですよ。

教育長 公民館は99で、区が83。

委員長 さらに、公民館の建物があるところとないところとあって、またこの活動が多少異なってくるのですよね。

それでは、ここの文章については、ご意見をいただきましたので、あとは社会教育課長、最終的にこの意見を参考にしてまとめていただくということで、よろしくお願いします。

◎協議議案第4号 安曇野市社会教育委員の会意見書（回答案）について

議案説明 社会教育課長

議案趣旨 教育委員会に提出された安曇野市社会教育委員の会からの意見書の内容2点と、それに対する回答書について説明。

委員長 先ほどの回答書と対になる回答であります。公民館の組織・運営体制の見直しの提言についての回答で1と2、1つは公民館組織の明確化をするということで、中央公民館と分館の役割をこれによって明確化をしていくということが1点。それから、人材育成のために研修の機会を増やすという、2点が回答書に盛り込まれています。

ちなみに今、公民館条例はありますが、中央公民館というのは実は穂高会館の中に看板がありますよね。穂高中央公民館という看板があつて、あの部屋はいつもロックされているのですか。

社会教育課長 鍵はかかっております。

委員長 そうですね。実は今、中央公民館長は三郷の千國館長。その前が堀金の内田館長、その前が穂高の。

社会教育課長 そうです。

委員長 そんな形で中央公民館長は移動していますが、その辺について、実は私のところにある公民館の役員から、地区の公民館報を拝見しようとして行ったら、実は一部しかなかったと。全部発刊されているものが集まっていないがそんなことでいいのかという意見を頂きました。果たして中央公民館とはどこなのか。そこに行けば地区の公民館報が見られるような体制をとらないといけないじゃないかという意見も正直上がってきてはいますが、そういったところが今後の課題ということで、運営体制の見直しについてこういう回答書を出すということで今ご提案をいただきましたが、これについてご意見をお願いいたします。

教育次長 野本委員さんの先ほどの。

委員長 組織についてのご意見ですね。専門的な方を置くという。

野本委員 そうですね。職員全員の資質の向上はもちろんですが、特化した人の育成ということとは難しいでしょうかね。

社会教育課長 やはりこれから公民館事業を進めるには、公民館主事を育成していかなければいけないだろうと考えています。現在、社会教育係で社会教育主事という資格を持った人間が2人ほどおります。今、彼らを中心に事業を進めていますが、こういった人材を活用しながら、今後、色んな研修計画なども考えていきたいと考えております。

教育次長 私が豊科にいた頃ですが、豊科公民館に行くと必ず社会教育主事が1人いるという状況を作り出していましたので、その人が異動すると、その次に来た人間のだれかが資格を取りに、これは長野と新潟で交互に、夏休み前後にそうした集中講座がありまして、そちらに行って資格を取ってきていたというような状況もあります。そういうことは今はあまりやられていないので、そういったことも必要ではないかと思えます。

野本委員 ぜひそういう人を配置していただきたいと思えます。やはり分館長もお知恵を借りながら、公民館の活動が、従来のことを踏襲していただけじゃなくて、活性化していくことが必要だと。

教育次長 そうですね。それと、上段にあります通り、中央公民館、分館、地域の公民館、地区の公民館そのものと人が事業で精査していかなければ、どういう役割をどこが担うかなどもやっていかなければ無理があると思いますので、並行して一緒にやっていくことを……

野本委員 ある程度、分館が地区公民館に。今はそこの運営には入れない。入れないとは言わないですが、先ほど権限がないというように書いてありまして、地区公民館の核になるところが分館であって、もちろん各分館の自主性は尊重していかなくてはいけない。例えば分館に主事がいることによって、こんなことやりたい、ではこんなふうにすればもっと良くなるというようなアドバイスが与えられる、そんな形でやっていくと、地区公民館の活動も活性化するかと思います。

社会教育課長 私どもは支援という立場で、今、地区公民館に対して対応をさせていただいております。

野本委員 そうですか。支援という形で。

委員長 ここについては、安曇野市ができて、5分館ができて、そこに当初は課長がいたのですよね。合併して2年、課長がいなくなって係長になって、係長になったときに公民館長を公募したと思いますが。係長と公民館長の役割がどういう役割ということや、中央を作らなくて、中央を持ち合いのような形にすることに対してどうかということを各地域審議会でもかなり議論したのですが、結果的に5分館のそれぞれの特徴を生かすということで、5つの分館に主体性を持たせて、その下に小さな分館、それが市の役割のような形になりました。さて、今、合併して7年経つと、全部の統一性というところで少し弱みが出てきたというのが現状だと思います。

ところが状況的には、公民館と区がしっかり地域をまとめていかないとならばらになってしまうというのが現状ですので、役割をしっかりとやる時に、社会福祉協議会と公民館の役割が重複してしまっていて、エネルギーが分散していくというのが現状になっている気がしますので、今ご提言にあった通り、この見直しについての回答書はこういう回答でいくということで。それから内容的には、先ほど野本委員にご提案いただいた方向で、また具体的に、中央公民館と分館の役割、誰がどんな具合に指導していくのか、そのようなところの人づくりは、2番目の研修等に参加するという方向を強化いただくということでもよろしゅうございますか。

野本委員 結構です。

委員長 この回答書について、今回、社会教育委員の会のから提案いただいたのは2月でございましたね。時期的にはこれだけの時間がかかったわけですが、このような形で2つとりあ

えずご返答申し上げます。中には具体的なご提案も入っているということで、このような形でもしお認めいただけたら、これで再調整をしていただいて、お出しをいただくということでよろしゅうございますか。

望月委員 1つ質問いいですか。

今は穂高に中央公民館の看板が置いてありますよね。それで今度、市庁舎ができる時の設計の中には、まだはっきりはしていないかもしれませんが、中央公民館の部署が確実に確保されて、この中央公民館長というのもまた新たに1人選出されて、いわゆる主分館にはまた主分館の分館長と、そんな形に明確化されてくると考えていいわけですか。

社会教育課長 本当に現時点での予想ですが、教育委員会も本庁の中に入る計画でございます。その中の社会教育課に、建屋はないですが、中央公民館を置きたいと考えております。

人につきましては、そこで社会教育課の職員、課長が中央公民館長になるのがいいのか、また新たに分館の人達にお願いをして、中央公民館長がそこにいていただくのがいいのか、これにつきましては今後まだ十分検討をしていかなければいけない内容だろうと考えております。

教育長 今お話があったように、この提言書をいただいて、これから中央、分館、地区館、この関係を整備していかなくてはいけない。幾らかもうスタートしていますが、今の時点ではということで先ほど課長がお話ししましたように、中央公民館については、また中身を整備していかなくてはいけなくて、その看板は本庁にかかると、今のところはそんな予定でおります。その中身は、この提言を受けながらこれから整備する。

委員長 たしか公民館審議会というのはまだ生きていますよね。

社会教育課長 はい。

委員長 そうですね。ですので、公民館審議会でのあり方などをまた検討いただくことになると思いますが、今、非常に大切な意見が出ていますので、その辺また参考に進めていただけたらと思います。

それでは、今提案いただいた2番目の回答書については、これでお進みいただくということでよろしゅうございますか。

(「はい」の声あり)

委員長 ありがとうございます。それでは、これでよろしくお願いいいたします。

◎協議議案第5号 選挙の執行に伴う職員の選挙事務補助執行について

議案説明 学校教育課長

議案要旨 任満了による安曇野市農業委員会一般選挙に伴う教育委員会の事務職員に対する補助執行の依頼について説明。

委員長 教育委員会の職員に補助執行をいただきたいということで教育委員長あてに来た依頼状でございます。選挙の執行についてのお手伝いということになりますが、これについて特にご意見ございますか。

(発言する者なし)

委員長 ではこれでお認めするという事で進めていただきたいと思います。よろしくお願ひします。

◎協議議案第6号 後援・共催依頼について

委員長 それでは、第6号 後援・共催依頼について、それぞれ社会教育課、文化課、ご説明いただいてから個々に、とさせていただきます。よろしくお願ひします。

それでは、文化課からお願ひいたします。

文化課長・社会教育課長 [資料読み上げ]

[共催依頼4件、後援依頼4件について審査]

No.40 第22回信州安曇野薪能 信州安曇野薪能実行委員会より共催申請

No.47 第7回少年少女絵画教室及び第7回高橋節郎賞少年少女安曇野の風景画展

安曇野高橋節郎記念美術館友の会より共催申請

No.48 2012 県民スポーツフェスティバル

県民スポーツフェスティバル実行委員会より共催申請

No.49 第7回安曇野市民豊科ゴルフ大会 豊科地域体育協会より共催申請

No.56 つなごう日本 山人・里人の詩コンサート2012

安曇野SUN路(ろ一ど)より後援申請

No.58 ひろむのアート展 高山洋武後援会より後援申請

No.60 キャシー中島の「私のキルト物語」展～キルトに恋して40年～

SGC 信州ゴールデンキャッスルより後援申請

No.61 JTR5周年記念愛好者とともに「ツアー研修 in 長野」

上記については異議なく承認された。

◎報告事項

(1) 後援依頼の教育長専決分の報告について

学校教育課長 [資料読み上げ]

委員長 ありがとうございます。

39番から、飛び番であります、57番までございました。それぞれ過去承認済み、しかも実績で教育長専決いただいた分ではありますが、教育委員会として共催・後援の専決分について何かご質問ございますでしょうか。

よろしいですか。

(「はい」の声あり)

委員長 ありがとうございます。

(2) 後援依頼の持ち回り承認分の報告について

委員長 それでは、専決分の報告を終わらして、後援依頼の持ち回り承認分の報告についてということで、これもつけ加えてお願いいたします。

学校教育課長 [持ち回りにより承認された後援事業について報告]

これについては、申請が4月24日に出されたということで、先月の定例教育委員会において、日程的な理由から、協議することができませんでした。そういった中で、持ち回りで各教育委員さんに回っていただきまして、承認をしていただいたものでございます。

以上です。

委員長 ありがとうございます。

特にご質問はないと思いますが、こんな形で処理をされたということでご承知をいただけたらと思います。

(3) 後援依頼の取り下げ報告について

委員長 それから、後援依頼の取り下げについての報告でございますが、これにつきましてよろしくお願ひいたします。

学校教育課長 [申請者より取り下げ依頼のあった後援事業について報告]

委員長 今、後援取り下げのものがございましたが、これについて何かご質問ございますか。

(発言する者なし)

委員長 ありがとうございます。

それでは、こういう取り下げの例もありますが、バックグラウンドもあると思いますので、これについてはこれで承認ということで、よろしく願いいたします。

そうすると、報告事項につきまして、4番目、この次に24年度児童生徒の区域外通学者につきまして報告をいただくわけですが、ここはすみませんが非公開とさせていただきますので、この間10分ほど休憩をとらせていただいてから報告に入ろうと思います。よろしく願いいたします。

(休憩)

委員長 それでは、児童生徒の区域外通学者と、もう一つ、お配りした補助事業の概要という2つ、報告事項の5番目、教育長報告ということで、ここまで秘密会でやらせていただきますので、よろしく願いします。

(以後、秘密会)

(4) 平成24年度児童生徒の区域外通学者について

(追加) 各補助事業の概要

(5) 教育長報告

[非公開]

(秘密会終了)

委員長 それでは、引き続き開始させていただきます。

(6) 学校教育課報告

学校教育課長 [資料読み上げ]

委員長 ありがとうございます。

今、学校教育課へ何か質問ございますでしょうか。

(発言する者なし)

委員長 学校教育課で、夏休みに入る前に、例えば保健の先生を集めた研修会のような企画というのは、やることはありますか。

学校教育課長 養護の先生ですか。

委員長 養護の先生です。

学校教育課長 本年度、4月にもう既に第1回の養護教諭の研修会並びに協議会を開催いたしました。1学期、もう既に新年度2カ月になるわけですが、色んなスポーツ、学校の校内行事、あるいは衛生管理の面で、特にまた夏場のプールもあります。昨年度までそういった研修会はやっておりませんが、今年度は必要な中で、検討したいと思います。

委員長 必要なことであればです。大北の小中学校の養護の先生が、一昨年、夏休み前に、感染症やいわゆる性的な問題について丸ノ内病院へ研修に来まして、ドクターと看護師が2時間位対応したことがありましたね。話を聞いていて、いい話があったなということでしたのでから、もしそういう機会がありましたら、またぜひ進めていただけたらと思います。

特に学校教育課へごさいませんでしたら、お願いいたします。

(7) 学校給食課報告

学校給食課長 [資料読み上げ]

委員長 ありがとうございます。

学校給食課のご報告にご質問ございましたらお願いします。

(発言する者なし)

委員長 4センター、新しい北部も含めて円滑に稼働されていると思いますが、特に放射線などに対する質問も最近はございますか。

学校給食課長 保護者からは全くございません。つい2週間ほど前ですが、東信地区、確か小諸市だったと思いますが、また独自に器械を測定してやりたいから、どんなやり方をやっているのか教えてくれという電話がありました。話によりますと、向こうは県が測定した、要するにミンチにして測定する器械を買うのではなくて、国でそれを貸し付ける制度があってそれに応募したところ、借りられることになったため、それを借りてやる。それも、センターの中に1人、専門の非常勤職員を雇って、その日に検査を専門にやらせた中で結果を出していくという方法をとると言っておりましたけれども、今後、放射線測定については、今のやり方でいいのかというのは、また周りの動向等を見ながら考えていかなければいけないという気もいたします。

それと、この前、新聞にも載っておりましたが、今、野菜をメインにやっているわけですが、魚や加工品についてもという要望も県に上がっているというお話も聞いております。それにつきましても、加工品等で該当するものがあれば、測ってみるということは今でもやっ
てはいるのですが、それを今後は強化していかなければならないと考えております。

委員長 ありがとうございます。

特にご質問ございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 学校訪問した中で、この間、明科中学校へ行きましたら、中学生向けの放射能の理科のテキストが入っているのですね、今。

教育次長 補助教材で。

委員長 補助教材ですか。あれは多分先生がやられているのかなと思っておりました。ああいったところから徐々に関心は高まっていくかと思いますので、我々も今後は入れなければならないと、この間、はつとしたところです。

ありがとうございました。

(8) 社会教育課報告

社会教育課長 [資料読み上げ]

委員長 それでは、社会教育課から行事と6月の予定、それから各委員の訂正がございました。それらについてご質問ございますか。

よろしいですか。

(「はい」の声あり)

委員長 ありがとうございます。では、これでお進みいただくようお願いいたします。

(8) 文化課報告

文化課長 [資料読み上げ]

委員長 ありがとうございます。

文化課からご報告いただいた内容で何かご質問ございますか。

(発言する者なし)

委員長 三澤課長、安曇野市に市営と文化財の関係で、美術館や記念館、展示コーナーがたくさんありますが、できましたら、例えば6月にはこんなのありますと、紙面で案内してもら

うことをお願いしたいと思います。

せっかく色々あるのですが、報告されるものと隠れたりするものがあるって、我々がインターネットなどで調べておけばいいのですが、なかなか全部一堂に会するというのはできません。情報は文化課に全部集まるといいますので、できたらそんなご報告もぜひまたお願いいたします。

何も質問ございませんでしたら、報告事項につきましてはこれで終わらせていただきます。ありがとうございました。

(9) その他

学校教育課長 その他の報告で、まず確認をいたします。資料をお配りしました中で、今回、県から、長野県諏訪清陵高等学校の附属中学校、仮称であります。この全体構想が示されたものをご配付させていただいてあります。

5月1日に私ども教育委員会に県の高校教育課の西牧係長と上原主幹指導主事が参りまして、この全体構想のお話を受けました。

2ページをめくっていただきまして、全体構想になるわけであります。

もう既に本年4月から長野県立屋代高等学校、この県立中学が開校したわけですが、県内では2校目という県立中学校の内容であります。

長野県では、第1期長野県高等学校再編計画で、もう既に導入するというこの中で、中高一貫教育を協議してまいった経過ということの中でありました。

昨年1月、県の教育委員会定例会におきまして、実は26年4月から長野県諏訪清陵高等学校に県立中学校を設置して、併設型の中高一貫校に転換するというこの中で、もう既に決定されということでございます。

校名については、まだ県の中学校条例や管理規則の制定までは仮称でありまして、現在のところは長野県諏訪清陵高等学校附属中学校という仮称であります。

かいつまんで申し上げますと、この中学校は、1学年に2学級、定員が80人ということ。男女同数が基本ということ。開校年度は、先ほど申したように平成26年4月ということの中で、中学1年生を受け入れる内容であります。全日制課程で普通科であります。

中段から下、教育方針、教育目標がそれぞれあります。ご覧いただきたいと思っております。

それから、3ページにそれぞれ6年間の教育の流れというものも示されております。附属中学から高校へ行く過程で、中学1、2、3年については集団生活を育むということの中で、1学

年2クラス、毎年クラスがえをすることや、それぞれ選抜入学を受けることや、進学コースということの中で話されておりました。

そういった中で、この4ページの日課表にもあります。週4日の5時間日課、そして週1日の6時間日課ということの中で、1時間日課が40分もありますが、だいたい65分の日課の1時間タイプであります。こういった内容であります。詳細についてはまたご覧をいただきたいと思いますが、既にこの5月から県の高校教育課では、この関連は中南信の中で茅野会場を初めとして地域説明会が行われております。

10ページをご覧いただきたいと思います。網かけの左側が屋代高校の附属中学校、この推進計画になります。それから右側が諏訪清陵高校の附属中学の計画であります。本年も、準備本部会議を立ち上げた中で、茅野を皮切りに諏訪市、岡谷市、伊那、塩尻、そして松本と、地域説明会を開催するという事です。

本年、私どもにチラシをいただいた中で、これはもう既に配布をされているという事です。6月12日、15ページでございます、平成26年度に新しい中学校ができるというチラシであります。この諏訪清陵高等学校の附属中学の説明会ということで、6月12日、松本の合同庁舎でこの説明会を開くというものであります。この安曇野市からも、通学距離になるかという、県内でありまして、南は茅野、それから富士見町からこの安曇野市辺りまでをエリアとして想定しているようです。そのような高校教育課の説明でありました。

以上です。

委員長 ありがとうございます。

諏訪清陵高校の中高一貫校の開校に向けた準備ということで、中高一貫につきましては、私立では随分前から中高一貫、長野県内でも日大など、確か二、三校あったと思いますが、高校としては屋代と、今回、諏訪清陵で2校目ですか、公立は。

教育長 そうですね。

委員長 一つの流れがまた大きく変わることにもなりますが、またこれに対しても安曇野市の生徒達がどんな具合に反応していくか、その辺をしっかりと見ていく必要があると思っております。今ご説明いただいたので質問ございますか。

野本委員 将来的に、県ではどのくらいこういうのを増やしていくという計画は。表には出ないでしょうが、あるのでしょうかね。

学校教育課長 過日の説明の中では、今回、諏訪清陵高等学校の附属中学の説明だけで、今後についての推進計画の中で、県内に他に何校作るなど、その辺の具体的な計画はまだ聞いて

おりません。

野本委員 分かりました。ありがとうございました。

委員長 多分、高校改革チームが取り組む課題として、高校の再編ですね。例えば大町の合併など。一方で、こういった中高一貫と、もう一つが専門教育化です。その3つ辺りで、今、高校改革を県立高校は推進している。1つは、生徒数が今後激減してくる関係で、それに対応しなければいけないというのと、全体として長野県人の学力をどうするかなどが大きな課題になってくるかと思います。今、積極的に取り組む一つの姿勢がこれだと思いますね。

教育長 今の関連ですが、新たに高校で、高校改革チームですね、セクションが作られてスタートしたばかりですので、今の再編を含めて色んな面で、しばらくの期間をかけて色んな取り組みがなされていくかと思いますが、具体的にこれから流れてくると思います。

委員長 一方では、心の相談室というのがあって、心の相談室に積極的に取り組んで、それから今度は高校改革を積極的に進めるという動きがありますので、それらを見詰めて、中高をしっかりと見ていかなければいけないと思います。

もし質問ございましたらお願いします。

よろしいですか。

(発言する者なし)

委員長 ありがとうございました。

それでは、その他の項目で。

教育長 その他のところで、先に1つだけ連絡を。

先ほどご報告させていただいた綱紀粛正の関係で、こちらで出した指示と、それから校長会で受けとめて、こういう方向で行こうという、その途中ですが、今、裏表の資料をお配りしましたが、ご覧いただきたいと思います。

以上です。

委員長 ありがとうございます。

それでは、報告事項等、その他、事務局からございませんか。

係長、お願いいたします。

教育総務係長 教育総務係、白澤です。

では、関東甲信越静関係から主幹指導主事まで一括で、3つの項目につきましてご報告をいたします。

関東甲信越静市町村教育委員会連合会総会及び研修会につきましては、大変お疲れさまで

ございました。昨日ですが、江戸川区教育委員会には、お礼のお手紙を発送させていただいております。その際にかかりました経費につきまして、委員の皆様の机の上に事前に経費の報告書をつけさせていただいておりますので、いただきました経費につきましてはそのように処理をさせていただきましたので、よろしくご了承をお願いいたします。何かまたご質問等ございましたら、事務局までご連絡をいただければと思います。

続きまして、民生児童委員と学校職員との懇談会への出席についてということで、以前にご通知させていただいておりますが、6月19日に予定するというので、教育委員の皆様あてに堀金中学校長の名前で出席依頼が出ております。これにつきましては、いかように予定すればよろしいか、ご協議をお願いしたいと思います。

それから、先ほど学校教育課長の報告の中にございしましたが、24年度の主幹指導主事の学校訪問が既に始まっております。学校訪問予定表を事前に送付いたしまして、本日もお配りしておりますが、委員の皆様におかれましては、本会終了後、ご都合の悪い日にちがございましたら、私にご報告をいただきたいと思っております。

あわせて、裏面に学校給食の給食費の金額を載せてございます。同じく本会終了後に給食費を事前徴収させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

事務局からは以上です。

委員長 ありがとうございます。

それでは、まず、民生児童委員と学校職員との懇談会についてという、この堀金中学校のものです。これは全地区の民生児童委員と理解してよろしいですか。

教育長 教育委員さんのご案内も来ておりますが、その地区の、この場合は内田委員さんに参加していただければというふうに思います。各地区でこういう会が催された場合には、その地区の委員さんをお願いしたいという内容です。

それから、色々と関係ございますので、プラス学校教育課の酒井教育指導室長に出席してもらうように依頼してあります。内田委員が都合が良ければご出席いただければと思います。

内田委員 そうですね。私はぜひ出席させていただきますが、時間は3時までと、時間を区切って参加させていただきます。去年もそのような形で出席をさせていただきましたので、すみませんが。

教育長 打ち合わせさせていただきます。

委員長 それではよろしいですかね。お願いをいたします。

それからこの学校訪問につきましては、個々にご対応いただくということでよろしくお願い

いします。

それでは、新聞記事についてお願いします。

教育次長

[新聞記事の読み上げ]

委員長 特に新聞記事等で何かご質問。

(発言する者なし)

委員長 よろしいですか。ありがとうございます。

それでは、これで議題を終了させていただきます。本日はありがとうございました。

◎閉 会

教育次長 長時間ありがとうございました。

それでは、これをもちまして5月の定例教育委員会を閉じさせていただきます。ありがとうございました。